

住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

令和元年7月1日
右京区長 北川 洋一

住民基本台帳法第11条第3項及び住民基本台帳法第11条の2第12項の規定により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について下記のとおり公表します。

平成30年4月1日～平成31年3月31日閲覧分

閲覧者氏名, 名称及び代表者氏名又は機関名 【委託者の氏名, 名称及び代表者氏名又は機関名】	請求事由, 閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲	閲覧件数
京都市長 門川大作 (担当: 京都市産業観光局京北農林業振興センター)	農排接続住基人口調査	H30. 5. 8	京北上弓削町	463件
株式会社地域社会研究所 代表取締役 大橋浩 【京都府知事 山田啓二】	平成30年度京都府民の意識調査	H30. 5. 15	京北地域内在住の20歳以上の男女	6件

(担当 右京区役所京北出張所)